

仕 様 書

1 業務名

「クリスタル国スポ岐阜2027」PR用県庁舎懸垂幕の製作等業務

2 契約期間

契約締結の日から令和9年2月12日まで

3 業務目的

本業務は、令和9年に開催する「クリスタル国スポ岐阜2027（以下「本大会」という。）」に向け、懸垂幕を設置し、本大会の開催周知や機運醸成を図るとともに、県民の興味や関心を高めることを目的とする。

4 業務内容

(1) 懸垂幕の製作

①デザイン

発注者が提供するデザイン（別紙1）をもとに製作すること。

※2回程度の校正を想定している。

②枚数

1枚

③規格

W 3.4m × H 37.0m程度

想定重量：約80kg程度

想定サイズ（運搬時）：約φ600mm程度

④材質

ターポリン（引裂強度＝250N程度）

⑤留意点

- ・煽り止めを付けること。
- ・ハトメは、鬼ハトメとし、ハトメ部分には補強テープを入れること。
- ・ハトメピッチは、【別添資料1】を参照すること。
- ・懸垂幕の周辺は、必ずφ4以上のクレモナロープを入れること。
- ・規格がW 3.4m × H 37.0mの1枚製作により難しい場合は、2枚製作でも差し支えないものとする。

(2) 懸垂幕の設置・点検管理・処分撤去

①設置期間

令和8年8月25日～令和9年2月1日

※設置日は設置期間初日の前後で別途発注者が指定する日

②設置場所

岐阜県庁北側壁面の指定する場所（岐阜市藪田南2-1-1）

③設置方法

- ・県庁4階北東の機械室のドアから出て、懸垂幕架台の東側より架台に乗せ、懸垂幕昇降装置に設置すること。設置時の動線は、【別添資料1】を、懸垂幕昇降装置取り付けタラップの詳細は、【別添資料2-1、2-2】を参考にすること。
- ・懸垂幕の取り付け方法は、【別添資料3】に記載の取り付け方法によることとし、バトンのリングを通して必ず2～3回巻いて止めること。
- ・安全性を確保するため、フック（金物等）では、絶対に止めないこと。

- ・懸垂幕をバトンに密着させて取り付けること。
- ・必ず中央に煽り止めで固定すること。
- ・昇降装置は、昇降用のスイッチ（コード付き）が最下部のモーター部に設置してあるため、バトンの昇降を下部から確認しながら操作すること。
- ・作業にあたっては、関係法令を遵守するとともに、必要な安全対策を講ずること。

④点検

- ・期間中に1回閉幕し、懸垂幕の状態確認を実施し、発注者に報告すること。
- ・作業にあたっては、関係法令を遵守するとともに、必要な安全対策を講ずること。

⑤懸垂幕の緊急閉幕と再掲揚

- ・風速 13m/s 以上の強風が予測される場合又は安全上の懸念が想定される場合は、事前に発注者と協議の上、懸垂幕を閉幕し、ロープ等により確実に固定すること。再掲揚の時期については、発注者と協議すること。
- ・なお、緊急閉幕及び再掲揚は、契約期間中に2回程度の実施を想定している。
- ・作業にあたっては、関係法令を遵守するとともに、必要な安全対策を講ずること。

⑥懸垂幕の撤去

- ・本大会の終了後、懸垂幕を撤去すること。
- ・撤去日は、本大会の終了後別途発注者が指定する日
- ・撤去に係る費用を経費として見込むこと。
- ・作業にあたっては、関係法令を遵守するとともに、必要な安全対策を講ずること。

5 業務の実施体制

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務実施スケジュールを作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、必要に応じて発注者と打ち合わせを行うこと。

6 各提出書類等の納入について

業務完了後、完了日から起算して10日以内の日までに、委託業務完了届、事業実施報告書を提出すること。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令等の遵守

受託者は、関係法令の規程等を遵守すること。また、法令等の規定による官公署の免許、許可、認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けたうえで実施すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的・効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 著作権等に関する事項

別記「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱うこと。

(4) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務履行のため以外の目的に不正に使用してはならない。万一、受託者の責に帰す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。契約期間が終了した後であっても同様とする。

(5) 立入検査等

発注者は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、又は関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

8 業務の継続が困難となった場合の措置について

発注者と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の取消しができる。この場合、発注者に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、受託者は引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了又は契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、受託者は円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

9 暴力団等による不当介入に対する対応

(1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

10 その他

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者の協議により業務を進めるものとする。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 本件業務に係る成果物（以下「本件成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 本件成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 本件成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 本件成果物の作成のために受託者が提供した原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原稿
 - 二 原画
 - 三 イラスト
- 3 前2項に関し、次のいずれかの者に本件成果物及び本件成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、本件成果物及び本件成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「本件成果物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、本件成果物等が著作物に該当する場合において、本件成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、本件成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(本件成果物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、本件成果物等の電子データが入った納入物（CD-RまたはDVD-R）を本件成果物の引渡し時に引き渡すものとする。

- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の本件成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、本件成果物の引渡し時に発注者に移転する。

懸垂幕デザイン

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(スピード)

クリスタル国スポ岐阜2027

2027年1月26日[火]ー30日[土]

競技会場 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場